

令和5年8月8日

各位

かながわ信用金庫

## 当座勘定規定等の一部改定について

今般、ことら送金の取扱開始に伴い、当座勘定規定等の一部を改定いたします。改定内容については下記をご覧ください。

### 記

#### 1. 改定日

令和5年8月23日（金）

#### 2. 改定する規定等

- 当座勘定規定（一般用）
- 当座勘定規定（専用約束手形口用）
- 当座勘定規定（パーソナルチェック）

#### 3. 改定内容

##### （1）当座勘定規定（一般用）

①第9条（支払いの範囲）第2項に、以下の条項を追加します。

呈示された手形、小切手は、呈示日の15時までに当座勘定に受入れまたは振込まれた支払資金により支払います。なお、15時以降に入金した支払資金を支払いに充当したとしても当金庫は責任を負わないものとします。

##### （2）当座勘定規定（専用約束手形口用）

①第10条（支払いの範囲）第2項に、以下の条項を追加します。

呈示された手形、小切手は、呈示日の15時までに当座勘定に受入れまたは振込まれた支払資金により支払います。なお、15時以降に入金した支払資金を支払いに充当したとしても当金庫は責任を負わないものとします。

(3) 当座勘定規定 (パーソナルチェック)

①第9条 (支払いの範囲) 第2項に、以下の条項を追加します。

呈示された手形、小切手は、呈示日の15時までに当座勘定に受入れまたは振込まれた支払資金により支払います。なお、15時以降に入金した支払資金を支払いに充当したとしても当金庫は責任を負わないものとします。

以 上